

福岡県技能評価認定制度の概要

1 目的

事業主又は事業主団体（以下「事業主等」という。）が独自に行う技能評価（社内検定等）を申請に基づき県が認定することにより、技能評価の普及を促進し、技能労働者の社会的・経済的地位の向上に資することを目的としています。

2 認定の範囲

- （1）福岡県内に住所を有する事業主又は事業主の団体が行うもの。
- （2）事業主等が、その従業員に対して適正な実力評価を行うために、国家技能検定を補完するものとして行う技能評価を対象とする。

3 評価基準

対象職種ごとに、県の基準を定めます。

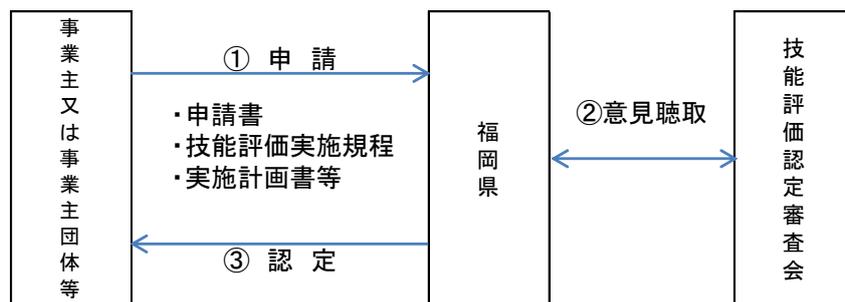
4 認定要件

以下の全ての項目に適合していることが必要です。

- （1）技能評価が、従業員の有する職業に必要な技能及び知識について行われるものであること。
- （2）技能評価の試験基準（検定基準）が、評価基準に適していること。
- （3）技能評価が、直接営利を目的としないこと。
- （4）技能評価が、定期的実施されるものであること。
- （5）技能評価の実施方法が、公平であること。

5 認定の方法

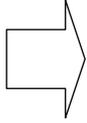
- （1）認定を受けようとする事業主等は、申請書類（実施規程や実施計画書等）を県に提出してください。
- （2）県は、申請書類を受理後、第三者機関である技能評価認定審査会の意見を聴取します。（技能評価認定審査会では、評価基準、実施方法、運営組織等について審査します。）
- （3）県は、申請事業主等に認定の可否を通知します。



6 認定の効果

- （1）認定を受けた技能評価について、「福岡県認定技能評価」の表示をすることができます。
- （2）事業主等が交付する合格証書等に、福岡県知事が認定した技能評価である旨の証明を受けることができます。
- （3）社内で行う技能評価に社会的な信頼性や客観性を持たせることができます。
- （4）企業特有の職業能力に適した評価をすることができます。
- （5）技能水準の向上や職場の活性化を図ることができます。
- （6）事業主団体で実施する場合は、団体内における技能水準の統一的向上に役立てることができます。

事業主等が
独自に行っている
技能評価(社内検定)を
福岡県知事が認定



公証資格と同様の信用性を付与

従業員の技能習得モチベーションの向上

社内の優れた技能・技術の継承